

## 令和2年度介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算 の実績報告についてよくある問合せに対するQ&A【宮崎県】

令和3年6月29日厚生労働省老健局老人保健課より「介護保険最新情報Vol.993」介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算に関するQ&Aが周知されたところではありますが、各事業所様よりお問合せの多いものをQ&Aにしました。実績報告書作成のため参考として御活用ください。

介護職員処遇改善加算（以下、処遇改善加算）

介護職員等特定処遇改善（以下、特定加算）

※ 令和3年7月15日 問5 内容修正しました。

## 【別紙様式3-1 2実績報告共通について】

Excelセル番号：列AE～AH、行25～29

問1 処遇改善加算のみ取得している事業所だが、別紙様式3-1で特定加算を取得していないため、「介護職員等特定処遇改善加算」の列がマイナスと表示される。このまま提出しても問題ないか。

(回答)

特定加算を取得していない事業所につきましては、そのまま提出していただいて問題ありません。

Excelセル番号：列S～Y or AB～AH、行25～31

問2 2実績報告共通の②のi)の計算式について、処遇改善加算の列に特定加算の総額が、特定加算の列に処遇改善加算の総額が入力されているように見えますが、これは計算式の間違いではないか。

(回答)

まず処遇改善加算の列だけで見ると

(i) 加算の算定により賃金改善を行った賃金の総額とは「処遇改善加算のみ含まれた賃金改善額」

(a) 本年度の賃金の総額とは「処遇改善加算及び特定加算も含まれた賃金改善額」

(b) 介護職員処遇改善加算の総額とは「処遇改善加算額のみの総額」

(c) 介護職員等特定処遇改善加算の総額（その他の職員への支給分を除く）とは「その他の職員分を除いた特定加算のみの総額」

(ii) 前年度の賃金の総額【基準額1】【基準額2】とは、「令和2年度で提出した計画書」に記載された【基準額1】【基準額2】の数字を表します。

【基準額1】【基準額2】とは、「令和2年度で提出した計画書」で求められた、全ての「加算額を除いた純粋な賃金の総額」を表しています。

以上のことから、②で求めている数字は、「処遇改善加算のみ含まれた賃金改善額」から「加算額を除いた純粋な賃金の総額」を引くことで「処遇改善加算を含めた賃金改善額」となります。

※介護職員等特定処遇改善加算も同様の考えです。

よって、この計算式は間違いではありません。

Excelセル番号：列S～Y or AB～AH、行31

問3 【基準額1】【基準額2】【基準額3】は計画書提出の段階の金額であり、年度途中の職員の退職もしくは採用や事業所の廃止等により実績報告書との金額に矛盾が生じるため、正しい金額が出せません。どうしたらよろしいでしょうか。

(回答)

本来であれば、【基準額1】【基準額2】【基準額3】の金額に変更(※)があれば、変更届及び計画書を再提出していただき、差し替えをすることを想定しています。

ただし、実績報告提出の段階で計画書の【基準額1】【基準額2】【基準額3】の金額に変更(※)があり、変更届の提出を失念していた場合は、実績報告の添付資料として、【基準額1】【基準額2】【基準額3】の金額変更理由が明らかになる文書を添付していただければ、柔軟に対応します。

(※ 計画書提出時点と実績報告提出時点で人員の数、事業所の数に相違がある場合等の理由による)

〈添付文書記入例〉

計画書の【基準額3】Aグループ職員の〇〇円については、職員の増減及び基本給の増減に伴い、〇〇円に変更しております。

「介護保険最新情報 Vol. 993 問1 参照」

Excelセル番号：列S～V、行39、40、41

問4 ③平均賃金改善額<特定>の「本年度の平均賃金額(月額)」と「平均賃金改善額」の計算式の数字がどこから算出されているのかがわかりません。

(回答)

「本年度の平均賃金額(月額)」は別紙様式3-2の中の『「特定加算の対象となったAグループの賃金の総額(セルV8)」－「Aグループに配分した処遇改善加算の総額(セルR7)」÷「Aグループの常勤換算職員数(セルY8)」』＝「Aグループの処遇改善加算額のみ引かれた賃金の総額の平均額」が算出されるようになっています。

Bグループ及びCグループも同様です。

Excelセル番号：列X～AB、行39. 40. 41

問5 ③平均賃金改善額<特定>の配分比率は2：1：0.5を満たすが、平均賃金改善額が、マイナスの数字となる場合でも認められるのか。加算額は職員にしっかり配分している。

認められない場合、収益に関係無く、毎年賃金を上げていかないといけないのか。

(回答)

原則は、問3にあるとおり、【基準額3】の金額を変更することで、「特定加算を含む本年度の平均賃金改善額」から「加算等を含まない平均賃金改善額」を差し引く計算となります。

その上で「(C)その他の職種」の配分比率が0.5以下(マイナス含む)になってしまう場合も、特定加算額を上回る賃金改善を実施しているのであれば要件を満たします。

配分比率が2：1：0.5を満たすことができない合理的な理由が場合は、合理的な理由のわかる理由書(任意の様式)の提出が必要です。

「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol. 1) (令和3年3月19日) 問24 参照」

## 【別紙様式3-2 2実績報告共通について】

問6 処遇改善加算の欄と特定加算の欄の本年度の賃金の総額というのは、処遇改善加算の欄の方は、処遇改善加算の賃金改善のみ含めた賃金の総額で、特定加算の欄は特定加算の賃金改善のみ含めた賃金の総額を入力すれば良いか。

また、グループ別内訳は国保連から支給された加算の総額の内訳をすれば良いということか。

(回答)

本年度の賃金の総額とは、処遇改善加算の欄・特定加算の欄のいずれも、処遇改善加算、特定加算及び独自の加算も含めた総額となります。

グループ別内訳については、お見込みのとおり。

Excelセル番号：列Q及びU、行7及び8

問7 昇級により賃金が上がった分も本年度の賃金の総額に含むことができるとしてよいか。

(回答)

お見込みのとおり。

Excelセル番号：列Q及びU、行7及び8

問8 本年度の賃金の総額とは、全ての加算や賃金改善をした総額のことか。

(回答)

お見込みのとおり。処遇改善加算、特定加算、独自加算、賃金改善した金額等全てを含めた金額となります。

Excelセル番号：列Q及びU、行7及び8

問9 令和2年度の計画書で金額記入の指示のあった月は1月～12月だったが、実績報告書には4月～3月とある。別紙様式3-2にはどちらの数字を入力すれば良いのか。

(回答)

別紙様式 3-2 に記載していただきたい金額は賃金改善実施期間の金額であり、事業所により、その期間は異なるかと思われます。そのため、加算の算定月である4月から3月の分の賃金改善実施期間（4月～3月で算定された年度内での加算額を職員に実際に給与として与えた月）での記載をお願いします。

Excelセル番号：列Q及びU、行7及び8

問10 本年度の総賃金を入力する金額に時間外勤務の金額も含めた方がいいのか。また、含める場合は、前年度に時間外の勤務が多く、本年度の時間外勤務が少ない場合、前年度の時間外勤務の金額を含めた賃金の総額を上回る金額を本年度で計算しなければならないのか。

(回答)

時間外勤務の金額は処遇改善加算の賃金改善の対象外となりますので、前年度の賃金の総額及び本年度の賃金の総額については、時間外勤務の手当を除いた金額での記載をお願いします。

Excelセル番号：列TU及びYZAA、行19～

問11 加算のグループ内訳の件だが、対象となる職員に加算を分配する際は、賃金改善額を含めた上で分配しているため、加算額のための正確な数字をグループ毎に内訳を算出することが困難です。そのため、賃金改善を実施した分配を参考として、加算額のための内訳は、按分で算出してもよいか。

(回答)

お見込みのとおり。賃金改善された賃金の総額は実際行ったことであるため按分はできませんが、加算額の総額のグループ内訳が困難な場合は按分で分配して差し支えありません。

「介護保険最新情報 Vol. 993 問2 参照」

Excelセル番号：列RST及びVWX、行7及び8

問12 加算のグループ内訳の件だが、処遇改善加算は計画書の段階でもグループ内訳の必要がなかったため、実績報告においても、グループ内訳をせずに加算の総額のための記載で問題ないのでしょうか。

(回答)

処遇改善加算のみを取得しており、特定加算を取得していないのであればグループ内訳をせずに加算の総額のための記載で差し支えありません。

しかし、特定加算を取得している場合は、「問4」で説明した計算式があるため、入力していただく必要があります。なお、処遇改善加算のグループ内訳は按分で分けていただいで差し支えありません。

「介護保険最新情報 Vol. 993 問2 参照」

Excelセル番号：列RST及びVWX、行7及び8

問13 処遇改善加算のみを取得している事業所だが、計画書提出の段階で加算のグループ内訳を求められていないため、実績報告提出の段階でグループ内訳を算出することが困難だが、どうしたらよいか。

(回答) グループ内訳は特定加算を取得している事業所に必要な項目となっているため、内訳を算出せずに総額のための記載で差し支えありません。